

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>◎債権の回収状況について 1回当たりの回収金額が少額の上位14者の平成10年度から平成12年度までの回収実績は、平均すれば1回当たり17千円の回収実績となっている。</p>	<p>平成11年度から近代化資金貸付の債権回収業務を産業支援センターが受託し、平成12年度には1回平均367千円の回収を行いました。</p> <p>未収債権の回収については、債務者、連帯保証人に対して督促を一層強化するとともに、顧問弁護士とも相談を行いながら、費用対効果も勘案し、回収に努めています。</p> <p>なお、平成15年1月末現在、今年度の設備近代化資金の未収金回収については、47件、25,777千円と年々実績を増やしています。</p>	
<p>【外部監査人の意見】</p> <p>(1) 産業支援センターの貸付事業について 一部の貸付について不適切と認めた。 産業支援センターの貸付手続について、貸付先の財務内容、新規導入設備能力につき検討したが、新規導入設備について、県及び産業支援センターはその能力について客観的な裏付けをとらず貸付を行ったと認められ、多額の債務超過状態を改善することの確証が得られなかった。 貸付審査委員会の議事録の提出を求めたが、議事録は作成していないとの回答である。 そのため貸付審査の過程は不明であり、さらに議事録を作成していないということは、委員会を開催したことの証明とすべきものがないことを意味する。 審査過程について議事録が作成されていない以上、どのような観点から貸付決定に至ったかを、県や産業支援センターは別の方法ででも、県民に明らかにする義務がある。 明らかにできない何らかの理由があったのであろうか。 このような貸付時の審査が不明確なままの貸付が、最終的には回収作業を困難にしてしまっているといえよう。 民間と比べ、県ではめったに責任をとらされることがないためか、今回のような問題事例が数多く見られ、親方〇〇〇銀行であることを思い知らされた。 もし、今回の貸し出しに際し、民間のごく常識的なルールが設けられておれば、今回の不良貸付はほとんど生じなかつたのではないであろうか。 早急に名目上の責任者を排して、民間と同様に、真に責任をとるべき責任者を定めるべきであろう。</p>	<p>①導入設備について 創業、経営基盤の強化に必要な設備については、能力、性能等の公的な証明は求めていません。しかしながら、申込企業も性能・価格・投資効果等についても、十分検討のうえでの申込であり、中小企業診断士による事前調査時にパンフレット及び聴取調査等で確認しています。</p> <p>②貸付審査委員会について 貸付審査委員会に貸付の判断を依頼しています。開催日時、提出された案件、可否の判断、及び条件付帯（事後指導、保証人の通知等）についての審査結果報告書が提出されます。なお、議事録については、平成14年度から作成しています。</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>(2) 債権回収について</p> <p>債権回収について、平成12年度では1回平均367千円の回収状況である。</p> <p>上記の回収については、平成11年度までの中小企業設備近代化資金であり、県が直接貸付したものにかかるものである。</p> <p>産業支援センターは、債権回収事務の委託を受けているのみで、県の中小企業者等支援資金貸付金債権管理要綱を運用することはできないとされている。</p> <p>産業支援センターが要綱を運用できないということであれば、県が要綱に基づき、規定通りの運用をすべきであろう。</p>	<p>産業支援センターは債権回収事務の委託を受けているのみであることから、中小企業者等支援資金貸付金債権管理要綱を直接実施することはできませんが、連携を図って必要な措置は県において行います。</p> <p>14年度から、産業支援センターと県との間で毎月債権回収事務の担当者打合せを行い、マニュアルに基づき債権管理を強化して、その成果をあげています。</p>	
<p>2. 新産業創造資金について</p> <p>【監査結果の概要】</p> <p>新産業創造資金融資は、産業支援センターより三重県信用保証協会へ貸付がなされ、三重県信用保証協会より金融機関へ資金を預託、金融機関が産業支援センター等が認定した中小企業者等に貸付を行なう制度となっている。</p> <p>融資対象は、県内に主たる事務所を有し、または、事業所を設置しようとする中小企業者等のうち ①三重県知事の認定を受けた者、 ②産業支援センターの認定を受けた者 のいずれかである。</p> <p>(1) 知事認定を受けた者に対する融資について 監査の結果、特に指摘事項は認められなかった。</p> <p>(2) 産業支援センター認定を受けた者に対する融資について 平成12年度に認定を受けた者に対する融資案件2件について、認定申請書、審査委員会議事録等を閲覧し内容を検討した 審査委員会の採択の結論をもって技術に新規性ありと判断したが、産業支援センターとしては内容について理解していないと認められる案件が1件認められた。 産業支援センターとして、審査委員会の結論を尊重することは重要であるが、その技術の新規性について審査委員会議事録等に詳細に記述するなどして理解しておく必要がある。</p>		産業支援センターの認定における技術の新規性について審査委員会議事録等に詳細に記述することにしました。

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
3. 技術研究開発助成事業のうち産学官連携技術研究開発助成事業について		
【監査結果の概要】 産学官連携技術研究開発助成事業は、県内の中小企業等を対象として産・学・官の協調体制で新技術の研究開発を行うために要する経費の一部を助成する事業であり ①技術研究開発助成事業、②産学官共同研究開発助成事業に区分される。 当事業について、財団法人三重県産業支援センター技術研究開発助成事業実施要領にしたがって事務処理がなされていることを確かめ、適正に処理されていることを認めた。		
【外部監査人の意見】 (1) 技術研究開発助成金の支払時期を明確に表示すべきではないか。 技術研究開発費助成金交付決定を助成事業者に通知する際、助成金の請求時期については交付決定書に記載されていない。 助成金を何時請求できるのか、何時支払を受けられるのかは助成事業者にとって重要な問題である。助成事業者の資金繰りに影響する。 また現状では、概算払ではなく精算払のみによっているが、助成事業者にとっては、資金がないから助成金を申請する事業者もいるのではないか。 交付決定に際しては、助成金の請求時期、支払時期等について、十分な話し合いが必要であろうし、助成対象物件を自己資金で購入してのち助成金を申請するといった現状の制度は改善の必要があるのではないか。	助成事業の最大の効果を発揮させるため、助成金の支払いは請求に基づいて、概算払を実施するとともに、助成金の請求時期や支払いについても事業者と十分話し合っていくこととしました。	
(2) 工業所有権について 技術研究開発費助成金交付決定の段階で、工業所有権等について産業支援センターと助成事業者との間で協議するという文言が初めて記載されてくるので、当初より募集案内に明示すべきであろう。 また、工業所有権等の取得費、維持費について予算の裏付けが必要となろう。	国の委託契約等においては、研究等により得られた工業所有権は企業に帰属するとされているので、国に準じた方向で実施要領を改正しました。	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
(3) 収益納付について 収益納付は、助成事業者にとっては、助成金というよりも条件付債務（借入金）というべきものである。現在、助成金を借入金として決算書の負債の部に計上している法人の事例があるのではないか。 一定の条件に適合した場合には、貸付事業になるのではないか。 助成事業とはいえない場合があるのではないか。財団法人三重県産業支援センター技術研究開発助成事業実施要領第19条については、改訂する必要がありはしないか。	実施要領を改正し、企業からの収益納付については求めないこととしました。	
4. 資金運用について（マイカル社債について） 【監査結果の概要】 平成13年9月14日、株式会社マイカルが民事再生法の適用を申請したことにより、マイカル社債が債務不履行になる見通しとなった。産業支援センターでは平成13年5月18日現在で基本財産として社債3銘柄と、投資等（運用財産を意味している）としてマイカル社債1銘柄（額面1億円）を保有していた。これはすべて無担保社債である。 なお、マイカル社債の購入原資は、三重県からの長期借入金を原資としている。 マイカル社債購入に伴う損失問題について、その経緯に沿って順次述べる。 <問題点1> 基本財産等運用方針を定めたが、なぜか理事会の承認を得なかつた。 さらに、運用方針の基本財産の欄には、社債の文字は記載されていないにもかかわらず、基本財産を活用して社債が1年半近くも運用されている。明らかに、運用方針違反である。		
	当時の基本財産等運用方針は、県の指導に基づいて理事会の承認を得て平成13年12月28日に改正を行い、その後は新方針に基づいて運用を行ってまいりました。 平成15年1月に県が新たに「三重県外郭団体改革方針」を定めたことから、この方針に基づきセンターの資金運用方針の見直しを行い、平成15年3月27日開催の理事会において、「財団法人三重県産業支援センター基本財産等運用方針」及び「財団法人三重県産業支援センター債券運用マニュアル」の承認を得、現在はこれにより資金運用を行っています。	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>＜問題点2＞</p> <p>格付けが下げられたにもかかわらず、その後にマイカル社債を購入した。</p> <p>①購入の経緯</p> <p>産業支援センターの前身である財団法人三重県工業技術振興機構においては、平成7年8月頃より社債にて資産運用を行っていた。平成8年9月に購入した社債1億円が平成12年9月に満期を迎えるため、産業支援センターはそれに替わるものとしてマイカル社債を平成12年9月27日に購入した。</p> <p>②マイカル社債の格付け情報について</p> <p>国内系格付け会社であるD社の情報によると、マイカル自身の格付けは平成12年9月6日にA-からBBB+に格下げとなった。また、C社の情報では、平成12年8月30日にBBB+からBBB-に格下げとなった。</p> <p>産業支援センターは、国内の格付け会社が格下げした直後の平成12年9月27日にマイカル社債を購入した。</p>	<p>平成13年12月28日に基本財産等運用方針を改正し、この方針により運用してまいりましたが、上記のとおり再改正を行い、今後購入する金融商品は、元本保証のある公共債(国債、地方債、政府保証債)に限ることとしたところです。</p>	
<p>＜問題点3＞</p> <p>格付け会社から「マイカルは格下げの可能性あり」との情報が出されたが、産業支援センターは売却しなかった。</p> <p>国内格付け会社であるC社が、平成13年1月29日に「マイカルは格下げの可能性がある」との情報を出したが、売却損が発生することや、証券会社の情報から売却に踏み切らなかった。平成13年7月6日に格付け会社2社がそろって格下げを発表したので売却を試みたが、時すでに遅く売却できなかった。</p>	<p>上記のとおり「債券運用マニュアル」を定め、現に保有する債券については、このマニュアルに基づき債券にかかる発行体の格付けの変動や経営状態の把握に努め、保有する債券の格付けや債券時価が低下するなど、投資不適格と判断された場合は、売却損が発生する場合であってもより大きな損失を回避するために売却ができることとしました。</p>	
<p>＜問題点4＞</p> <p>県の外郭3団体がそろってマイカル社債の損失を受けることとなった。</p>		